

新しい公益法人制度における 法人事業税・都民税及び地方法人特別税の取扱いについて

平成20年12月1日より、従来の社団法人・財団法人及び中間法人は廃止され、登記だけで設立できる一般社団法人・一般財団法人と、公益性が認定された公益社団法人・公益財団法人が創設されました。

新しい公益法人制度における法人事業税・都民税及び地方法人特別税の取扱いは、以下のとおりです。

◆法人事業税・都民税及び地方法人特別税の課税について

区分		法人事業税及び 地方法人特別税	法人都民税	
			法人税割	均等割
公益社団法人 公益財団法人		収益事業により生じた 所得に課税 ・公益目的事業は収益事業から除外	収益事業に係る法人税額に課税 ・公益目的事業は収益事業から除外	最低税率 (都 2万円 市町村 5万円) ・博物館の設置・学術研究を目的とする法人が、収益事業を行わない場合は非課税
一般社団法人 一般財団法人	非営利型法人	収益事業により生じた 所得に課税	収益事業に係る法人税額に課税	最低税率
	非営利型法人 以外の法人	全所得に課税	全所得に係る法人税額に課税	最低税率
特例民法法人 (従来の社団法人・財団法人で、上記法人への移行の登記を行っていない法人)		収益事業により生じた 所得に課税	収益事業に係る法人税額に課税	最低税率 ・博物館の設置・学術研究を目的とする法人が、収益事業を行わない場合は非課税

◆東京都における均等割の免除について (都税条例第117条の2、第206条)

均等割の免除対象は、**収益事業を行わない公益社団法人・公益財団法人及び特例民法法人**で知事が認めるものに限り、毎年4月30日までに、以下の書類を所管の都税事務所に提出してください。

- ・提出書類
 - ①法人都民税均等割申告書 (第11号様式)
 - ②法人都民税均等割免除申請書
 - ③最近の会計報告書および事業内容に関する資料

※ご注意ください!

一般社団法人・一般財団法人は、非営利型法人であっても免除の対象となりません。

◆届出について

新しい公益法人制度の開始に伴い、法人の名称や法人の区分が変更となった場合は、所管の都税事務所に「異動届出書」を提出してください。(添付書類：登記事項全部証明書、税務署に提出した届出書の写し等)

※旧有限責任中間法人の注意事項

- ・名称の変更の届出は、法務局での登記終了後、登記事項全部証明書を添付して提出してください。
- ・法人の区分の変更の届出は、一般社団法人の「非営利型法人」に該当することとなった場合のみ、税務署に提出した届出書の写しを添付して提出してください。

* [申請様式ダウンロード](#)

* [異動届出書の記載例](#)

○リンク

- * 国・都道府県公式 公益法人行政総合情報サイト [公益法人 information](#)
- * 国税局ホームページ [新たな公益法人関係税制の手引](#)

○法人事業税・都民税及び地方法人特別税のご申告についてのお問い合わせ先

- * [所管都税事務所の法人事業税係](#)
- * 主税局 課税部法人課税指導課 法人事業税係 (TEL 03-5388-2963)